

Title	清末の班館に関する留書
Sub Title	Note on the Ban Guan (班館) in late Imperial China
Author	可兒, 弘明(Kani, Hiroaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1989
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.3/4 (1989. 10) ,p.29(257)- 37(265)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19891000-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清末の班館に関する留書

清朝における県（州、庁）衙門は最下級の第一審裁判機関を兼ね、民事、刑事の双方をあわせて審判したのであるが、民事、刑事のいずれを問わず、訴訟は均しく当事者の告訴によって行なうのが、たてまえであった。一方、控告を受理するのは州県官の職務であり、正当な理由がない限り、控告を拒否することができないたてまえであった。また未決のものは州県の獄内に拘禁して、典吏に管理させるのが原則であったが、現実には収容力が低く、重大犯罪事件の連累者や軽犯罪者は、地保をして保釈させたのである。

しかしこれら諸原則は実際には遵守されず、裁判に伴う弊風が著しかったことは周知のとおりである。ここにとりあげる土地堂、班館、私館の類もその一例といえよ

清末の班館に関する留書

可児弘明

う。管見にぞくするかぎり、土地堂、班館、私館のことは、『宣宗実録』卷一九一、道光十一年六月甲辰（西暦一八三一年八月一日）の条、軍機大臣等へあてた上諭中に見られる。それに引かれた上奏によると、先ず土地堂について、

人ありて陳奏す。近日書吏の害をなすは汀州、龍巖、漳州、泉州より甚しきはなし。官と民とは、言語通ぜず。值堂の書辨の信口伝述するを聴くに任せ、黒白を分たず、是非倒置す。官長は明らかにその欺を受けて覚らず。差役の民を殃すること、閩県、侯官の如きは則ち土地堂あり。応に訊ぬべき人あれば先ず拘押を行なう。賄を行なうものは、与うるに乾淨の所をもってし、もし勒索して遂げざれば、則ち汗穢、黒暗の処に

鎖禁す。

といい、福建省汀州などにおける値堂、差役の弊風、ならびに土地堂における勒索、すなわち金錢をむりやり取ることを指摘しているのである。当時、州県の公判廷を公堂と称したが、公堂における用語は官話に限った。

地方官が本籍回避の原則によって任命される関係上、任地の方言を解さぬものが多かったからである。しかし、仮に裁判官を兼ねる地方長官が方言に通じているばあいでも、權威を保って官話による裁判を行なったところから、官話と方言を通訳する吏員である値堂が公堂におかれたのである。前引した上奏は、汀州などにおいて、値堂の欺称によって裁判が公正を欠くこと、ならびに訊問に應ずべきものがあると、これを土地堂に拘留して差役が勒索を行なっていることを訴えているのである。

右の上奏は、これに続いて班館の存在にふれて、

同安、晉江の各県、すなわち班館あり。原被告を論ぜず、毎に押して八、九百人に至る。ついに二、三年本官の面を見るをえず。ひとたび盛暑、嚴寒にあえば、無辜の死者少なからず。生員、貢生の事ありて官に到れば、曲直を論ずるなく、ならびに学に発せず、概ね鎖禁を行なう。前年、同安県の生員呂鳴はついに館中

に押斃す。而るに未だ究辨するを聞かず。

といい、同安、晉江両県の具体的事例をあげているのである。続いて廈門における私館なるものについて、

廈門地方に至りては、すなわちまた私館あり。俗呼して間仔となす。本地の甕菜河、戸部街などのところにあり。該役らは、終年通衢の要路にありて郷民を截撃し、欠量をもって詞となし、館中に押入して多方嚇詐す。常に数年家に回るをえざるものあり。

とし、私館を設け、欠糧を口実に使ひ、大通りにおいて無辜の郷民を捕え、私館に拘留して勒索の種にすることが述べられている。該役というのが、県役、差役を意味するであろうことは察しがつくが、私館が班館とどう區別されたのかは、これだけでは必ずしも明白でない。官庁使用人の詰め所、あるいは監獄のことを班房と称したが、班館の呼称はあるいはこの班房と関係があるのかもしれない。

さらに続けて、書吏が法をまげて私利を謀り、地方の害となつてゐる実際について、こう記述しているのである。

漳泉の各府、命案にあう毎に、本官はすなわち書役百余人を帶領し、いたるところ探索す。甚しきは則ち故

意に延宕し、差役の私かに班札を講ずるを任縦す。ついに先ず屍身を塩泡を用いて浸し、もつて索詐に便ずることあり。近くはまた虎菓の名色あり、民を害すること尤も惨なり。ひとたび命案あれば、屍親の正兇を指告するを許さず、先ず各富戸の名を羅列し、一票を出すごとに少なければ則ち三十余家、多ければ則ち五、六十家、詞を架して株累し、貧富均しくその害を受く。廈門の民人陳全の如きは、差に私押されること十七カ月、一婦を売りにて銀を差に賄して、はじめて放回を行なうに至る。これ虎菓の明驗なり。書役強横の尤もなるものが如きに至りては、安溪県の書辨吳珍、廈門庁の陶亨、陳意にしくはなし。身は総差に当り、日に庁署にありて公事を把持す。歴任の官長は倚りて心腹となさざるはなし。ここをもつて名は役たるといえども、家資を積すること三、四十万の多きに至る。この上奏にたいして、道光帝は孫爾準、魏元煊に命じて、按察使の光聰諧を督同し、書吏がほしいままに横行している事実があるかどうか、また、呂鳴の斃死、陳全が妻を売ってえた金で差役に賄賂をおくったことについて真実を調査して具奏するよう、さらに吳珍、陶亨、陳意を迅速に捕えて究明するよう命じたのである。

これにたいする魏元煊の上奏が、『宣宗実録』卷二一九、道光一二年九月丁巳（一八三二年一〇月七日）の条、閩浙総督程祖洛への上諭中に引かれている。それによれば、書吏の伝達する供述に欺瞞があったり、不透明なことがあったりするような弊害はない。班館・土地堂についても、道府いずれも成績評定のことを考え、取りしらべ、禁止している。また事件が生員や監生にわたる時はみな「発学看管」としており、差に引き渡すことはない。数百人の多数を私押することもない。廈防同知は数年来徴糧の責務を負っていないので、欠糧を口実にして郷民を捕えるなどのことはありえないことである。漳泉二府では下郷して犯人逮捕を行なう時に書役多数をつれて行くことがあるが、犯人が抵抗したり、土地の事情にあうようにするためであって、いつもそうしているわけではない。捜査を故意にのばしたりすることもない。また殺人事件の死体を塩漬けにすることは、死者の親族も承知しないところである。生員の呂鳴は自宅で病死したものであり、陳全の妻王氏は現に自宅におり、人売によって差に賄をした事実はない。虎菓の名称についても聞いていない。吳珍と陶亨の資産は三、四〇万ほど多くはないが、既に索詐のかどで処罰されているとあって、

個々の事実を否定しているのである。

これにたいし、道光帝は、書役が法をまげて私利を営み、悪徒が百出するので、聡明で才能のある州県官であっても、少しでも油断すると、書役等の欺瞞を受けやすい。ましてや福建地方は言語が通じないため、ただ書吏の伝述する供述によっては、是非の顛倒することは免れがたい。書役は狡猾であってはばかりとところがない。嚴重に懲らしめ、奸悪な蠹吏を肅清しないと、世間が安んずることができない。程は新任閩浙總督であるから書吏をかばうところがないはずである。発端となった奏摺があげている各項目について専心調査し、正確な状況を把握して、もしその事実があれば、律に照して処罰すべきであり、事態を容認したり、情実にとらわれてはならないとし、再度の調査を新任の總督程に命じたのである。

右の上諭にたいする程の上奏も付載されているが、それは次のようにいっている。福建の省民は宗族ごとに集居しており、家長、族長が犯人をかくなったり、甚しいばあいには衆を恃んで犯人逮捕を拒むのである。このため多数の兵役をひきいて逮捕に赴き、事の発生するのを免れるのである。これが兵役多数をつれて逮捕に行くとい

う伝言となるのである。また生員、監生が護符を恃んで悪賢く抵抗したり、教官の取締りに従わなければ差役に引渡して収管せざるをえないが、未革の生員をすぐさま鎖禁するようなことはない。殺人事件に関しては、実地調査を行なうため、ややもすると一〇日を越えることになる。たまたま盛暑にあうと死体がもたないので、海岸の浮砂で死体を腐敗から守ることがある。やむをえない処置である。ところが訟師や土棍がこれをまねて、たまたま路上に死体があるとこれを塩蔵しておき、事情を捏造して人を誣告するのであって、これを合虎薬と称しているのである。福建省は方言が各々異なるので、書吏の伝述する供述に顛倒を生ずる弊害は時によってありうるが、班館は既に禁革となっているし、土地堂とは土地神の祠のことであり、大小の役所はいずれもこれを有している。土地堂は審理を聴くものや文書をさし出すものが足を休めるところであって、拘置する施設ではない。さらに、呂鳴の件については、自宅で病死したものであるし、陳全の妻は、年齢が既に六〇歳であって、差役に賄をするため売られたことはない、と報告しているのである。程の上奏は以上のように個々の事例について真実ではないとし、弊害は法を執行しない官の側にあり、そう

した官を厳しく懲罰し、民人を安心させたいと結んでいるのであるが、書吏が私利を営まなかったとはとうてい思えないのであって、事実を隠蔽し、とりつくりつたにちがいないのである。

続いて道光一四年（一八三四）になると、今度は広東省において班館の存在が問題となるのである。『宣宗実録』卷二五一、道光一四年四月辛酉（西曆一八三四年六月三日）の条にある上諭中にその関連記事がみられる。これもまた、上諭中に「人ありて奏す」として引用されているものである。これは、広東省の南海、番禺、順徳、香山、三水五県における班館の存在と、非刑浚虐の弊風について告発し、懲辨を乞うたものであるが、それによると、南海県では、起雲倉と恵福巷に私設の班館各一カ所があり、後者はもと南海県の典吏の役所であったが、班館となって収管所、さらに署左と改称しており、典吏自身は逆に民家を賃借して居住している。さらに県署の照牆の左に一カ所あるし、頭門内の馬鞍街、仙湖街などにも三カ所あり、南海県の私設班館は合計一〇余カ所にのぼる。一方、番禺県の班館は県署の前後左右一帯にあるが、廟内が多く、頭門内に六カ所ある。最も甚しいのは大堂前の西辺巷、直東の搾粉街であるとして、具

体的に班館の所在をあげているのである。

一方、順徳県内の班館については、県署の東側に支擱亭、一名知過亭と称するものがあって、虐待を受けて瀕死の状態となった人がここに置かれて死を待つのだという。また県署照牆の東側に衙役の聚会所があり、蘭堂とよばれている。「頭役」、「白役」が土棍、訟師とぐるになり、日夜ここに集まり、民衆を嚇して勒索する。西街に至ってはすべて差役の私館であって、一羈、二羈、三羈、四羈……八羈と称した。また香山県署のなかには大きい班館五カ所が存在し、照牆外と県前街、拱辰街などにも合計一〇余カ所の私館がある。三水県では、県署内に左右の二班館がある他、同県の典吏が堂側に一カ所私設している、としている。一羈は第一羈所の意であろう。以上のとおりであるが、いずれも私設班館、班館と、県役、差役の営む私館とを書き分けている。班館と私館とを区別する基準がどこにあったのか、この資料からだけでは依然として読み取ることが不可能であるが、私館の語は既に引いた道光一年の史料中に廈門における事例としてもみられるのである。内容的にみれば、私館も班館と大差なかったであろうことは容易に察しがつくところである。してみると、私館とは案外私設班館の略で

あつたとみられなくもないのである。

またこの種の拘置施設では、書吏が土棍、訟師と串同し、民人を嚇して勒索するという、道光一年にはみえなかつた事実にもふれている。訟師は患害をあたえることが多いため、清朝ではこれを禁止し、また訟師の参考となるような書物の発行をも厳禁していたのであるが、実際には彼らが暗躍していた事実を、ここにもかいまみるのである。

次に班館、私館における非刑について、右の上奏は次のように訴えている。班館では木闌シヤツターを設備しているが、数力所孔を開け、訛索を試みて成功しないものをこの中に禁錮し、孔から手足を引き出して鎖でつなぎ、座臥できないようにする。また「囚籠」に閉じこめて屈伸できぬようにしたり、「煙楼」のなかに幽閉する。これは狭い二階を使い、四方の通風を絶つておいてから、下より火煙を送り、呼吸できぬようにするものである。この他、班館、私館において行なわれる非刑として、次のようなものがあると称している。

餓鬼吹簫 三尺余の鉄桿を地面にたて、「上頂喉頸、周身捆縛、鎖鐐手足、作盤踞状」とし、座することも立つこともできないようにする。

壁上琵琶 牆に倒懸しておいてから、鞭で打ったり拳で毆打する。

魁星踢斗 魁星が北斗を跳るという意味であるが、繩を用いて、手の指一本と足の指一本とを背後から「牽引」する。

こうした非刑は枚挙にたえないのであるが、差役の心は毒のようであつて、欲をとげるまで非刑を止めず、洋銀を索取する。洋銀一〇〇円を「一尺」というが、ともすれば数尺、十数尺と索取しようとするのを称しているのである。そのなかで、土棍、門丁等とつるんで事件を捏造し、地方の富裕なものを班館に繋ぎとめて訛索することを「種松摘食」と称した。一定した呼称が成立していたところに、悪弊が慣行化していたことを物語るものがある。また「買票」といったのは、ふつうの事件では一票（票は召喚状）を發して一役を差すつかわのであるが、具闈けんこんがそれを利用して所得を計るため、賄をしなないと「籤差」を行なわない。これを買票と呼んだのである。蠹役は犯罪の噂があると先ず班館に拘置してほしいままに勒索し私かに釈放するのである。事件が延びて結果が出ないのは、多くのばあいこのためである。知県の方はこの事情を知らず、かえつて家丁を派遣して各館を巡查させてい

る。それをみて人びとはふるえおののいている。賄をしなければその茶毒を免れることができない。

一方、監獄内であるが、新しい入監者があると、典吏は古い監犯に命じて三度拳で殴打させる。これを「見礼」とか「発利市」という。訛索の額がややもすると百両、千両にもなってしまうが、これを「焼紙錢」とか、「派監口」といつている。監獄にいる旧犯を「大哥頭」というが、訛索した銀は典吏と山分けする。新犯が訛索に応じないと凌虐を加え非刑を用いるが、これを「打焼紙」とよんでいる。本人は家産を使い果し、家を傾け、親戚友人たちも恟々として歛助を恐れる。訛索をとげないと直ちに殴打して死に至らせるが、知県は処分されることを避けるため、即刻病死として証拠を隠滅してしまう。

以上が上奏の概要である。これにたいして道光帝は地方で班館、監獄を私設したり、罪囚を凌虐することは違法であるが、広東は訴訟が繁多であつてこの風が特に甚しいとした上で、督撫にたいして厳しく訪査し、蠹役をたちどころに処罰し、私設の班館を毀し、獄中で頭目と自称する老犯が典吏と組んで訛索を行なうものも、併せ処罰するよう命じたのである。

これにたいする覆奏の要旨も付載されているが、それは広東に私設の班館はなく、匪賊・盜賊は公所を別設して収容しており、差役の寓所に押収することを許していない、と述べている。また監獄のある各官に命じて毎月報告を提出させているとし、私設班館の存在や、囚人を虐待する事実を否定しているのである。

右にあげた道光一四年の上奏は、広東における班館について、知県が班館の弊害に無知であること、ならびに典吏と旧犯の虐待を受けて死亡したものを病死として知県が処理することにふれているが、前引した閩浙総督程が法を執行しない官の責任を指摘していることと併せて注意しておきたいことの一つである。私設班館は地方官が書吏を監督することが困難であつたことの縮図としても理解できるのである。以上はアヘン戦争前における班館、私館の一端である。

次にアヘン戦争後の状況についてみると、まず貴州省に班館のあつたことが同治四年末の教務に関する檔案中にみられる。⁽¹⁾それによると、貴筑県の団練である青巖団に関するものであつて、団首の趙国霖が戦死した後、その実兄趙国霖が団首を継いだ。当初のうち趙国霖は挙動を謹んでいたのであるが、その後、日増しに勢威を振

うようになり、公堂、刑具を私設し、ほしいままに召喚状を発して人を拘置したり、班館を私設し人を押し込めたりするようになった。勢をたのんで横行し、誅求、勒索を行なったところから、付近の郷民は彼を虎のように恐れたという。ここにみる趙国霖の私設した班館については、右にあげた状況以外に、再度にわたり勝手に教民を班館に拘置したこと、それによって処分が下されるどころであったが、趙自身が病没してしまったということが僅かに判明するだけである。しかし、誅求、勒索の手段として、団練のリーダーが設けた私設拘置所にたいし明らかに班館の称を用いており、書吏の手によるそれと別にも、班館とよばれるものがあったことを示しているのである。

さらに、光緒初年に、広州で差館とよばれた拘置施設も、班館に類するものと考えてよいように思われる。すなわち、この時期の差館については、つとに『清国行政法』巻五が、一八七五年「ザ・チャイナ・レヴュー」四号所載、J・G・カー博士の観察によってその存在を指摘している。⁽²⁾カー博士は重罪の犯人を収監する大監や、窃盗・詐欺・負債などの軽い犯罪者を収監する羈所にたいして、負債または軽い犯罪の容疑で告発された人を拘

置しておくのが差館であるとしている。さらに身分あるもの、あるいは富裕者を拘置する号房なるものが別に存在したともいつているが、差館の方は合法のもの⁽³⁾と然らざるものがあるとしている。軽微な罪で告発されたものを審判を待つ間拘置するというのであるから、その性格は前引したアヘン戦争前の記録にある土地堂、班館、私館の類に通ずるものがある。それだけでなく、差館のなかに班館を名乗るものがあったことは、カー博士の挙げた南海県の差館九カ所中に「南署両班館」がみられることよって判明する。南署とは南海県衙門のことである。ちなみに、カー博士は差館をポリス・プリズンとして記している。してみると、カー博士のいう非合法の差館を、私設班館とみてよいように思われる。

こうした差館は県衙門内に限らず、民房を利用するものが多く、その部屋に二種あった。一は狭く不潔な部屋であり、閉鎖的で通風が悪く、家具などがなかった。人は押し合いながら床上に直接座り、あるいは寝たのである。この種の部屋では、米飯とそれを流しこむ一杯の茶しかあたえられず、また何であれ、現金払いにしなければならなかった。これにたいし、もう一つの上等の方には寝台、椅子、テーブルが備えつけてあり、差役にたい

して同意した金額の多寡に応じて食事の質と量が決められた。また家族らは一ドルから数ドル程度の贈賄によって収容者と面会することが可能であった。前引した汀州のばあい賄をすれば乾浄の所に、そうでなければ汚穢・暗黒の所に鎖禁するという記述に符合する。候審のため拘置を名目に行っているものの、実際には金銭を勒索するのが本当の目的であったのである。このため、差役が二人ずつ組をつくり、交替で給食に当たった、とカー博士は記している。

以上述べたとおり、班館に関する史料は多くはないのであって、特に、私設班館の詳細を知りえないのであるが、清末という階級対立が激化した時代の中国社会研究にとつて、私設の収監施設が存在や、暴力的制裁の様相は、密接に関係する重要テーマの一つである。がんらい筆者の班館にたいする関心は、華南の多言語社会、多方言社会との関連においてのものであるが、右の関心もあって、管見にぞくした限りの史料を書き留めておき、識者の教示を待つことにする。最後に実録の読解に関して山本英史氏の御示教にあずかったことを付記し、謝意を表す。

注

- (1) 同治四年一月二日、軍機処交雲貴總督勞崇厚付片奏称（中央研究院近代史研究所編印『教務教案檔』第一輯、台北 一九七四年、一四八九頁）。
 - (2) Kerr, J. G., *The Prison of Canton. The China Review*, Vol. IV, 1875.
 - (3) カー博士自身は、差館のうち非合法のそれに出あっていないとしている（一一六頁）。してみると、一二二頁にあげられた南海県差館一覽表の深巷犯房、四牌樓勝福堂、魁巷敬善堂、仙湖街同安堂、惠福巷差館、南署両班館、旧梨園館、華寧里識局候審公所は合法の差館とみるべきであるが、それにしても差館がさまざまな呼称でよばれたことを示している。
- なお、「チャイナ・レビュー」第二一巻（一八八二年）三四三―三四七頁には、*The Canton Prisons* なる別の論文があるので、参考までに付記しておく。